

◎仲裁法の一部を改正する法律

(令和五年四月二八日法律第一五号)

一、提案理由 (令和五年三月二九日・衆議院法務委員会)

○齋藤 (健) 国務大臣 仲裁法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、裁判外の紛争解決手続である仲裁について、最新の国際水準に対応する形で強化を図り、その利用を一層促進するため、仲裁法の一部を改正しようとするものであります。

その要点は、次のとおりであります。

第一に、仲裁廷が行う仲裁手続について、国際連合国際商取引法委員会が策定した国際商事仲裁モデル法の改正に対応するため、仲裁判断があるまでの間、仲裁廷が発する暫定保全措置命令について、その類型及び発令要件等に関する規定を整備するとともに、裁判所の執行等認可決定を得ることにより、暫定保全措置命令に基づく民事執行を可能とするなど、最新の国際水準に見合った法制を整備することとしております。

第二に、仲裁手続に関して裁判所が行う手続について、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所にも管轄を拡大するとともに、仲裁判断の執行決定を求める申立てに係る事件等の手続において、裁判所が相当と認めるときは、仲裁判断書等について、日本語による翻訳文の提出を省略することができることとしております。

…………… (略) ……………

以上が、これら法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院法務委員長報告 (令和五年四月六日)

○伊藤忠彦君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、仲裁法の一部を改正する法律案は、経済取引の国際化の進展等の仲裁をめぐる諸情勢の変化に鑑み、仲裁廷が命ずる暫定保全措置に基づく強制執行等の手続等を定める等の措置を講じようとするものであります。

…………… (略) ……………

以上三法律案は、去る三月二十九日本委員会に付託され、同日齋藤法務大臣から趣旨の説明を聴取し、四月四日、質疑を行い、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告 (令和五年四月二一日)

○杉久武君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、仲裁法の一部を改正する法律案は、経済取引の国際化の進展等の仲裁をめぐる

諸情勢の変化に鑑み、仲裁廷が命じる暫定保全措置に基づく強制執行等の手続等を定める等の措置を講じようとするものであります。

…………… (略) ……………

委員会におきましては、以上三法律案を一括して議題とし、我が国における国際仲裁及び国際調停の活性化に向けた取組、仲裁及び調停における公正性の確保、裁判外紛争解決手続の周知及び広報を充実させる必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、三法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。